

社会福祉法人荻田町社会福祉協議会役員及び評議員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人荻田町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員及び別表に掲げる委員をいう。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は、月額又は日額とし、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第4条 月額報酬を受ける者にあつては、本会の職員に対する給与支給の例により支給する。

2 前項に規定する者で、月の途中で異動があつた場合の月額報酬は、日割りにより計算する。

3 日額報酬を受ける者にあつては、職務に従事した都度支給する。但し、必要に応じて一括して支給することができる。

(費用弁償及び支給方法)

第5条 役員等が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、その額及び支給方法は、本会の職員の例による。

附 則

この規程は、平成29年6月6日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則

荻田町社会福祉協議会役員等の費用弁償規程（平成7年7月7日）及び荻田町社会福祉協議会役員報酬規程（平成20年4月1日）は廃止する。

別表（第3条関係）

（単位円）

役職名	報酬	
	支払区分	金額
会長	月額	60,000円
理事	日額	3,000円
監事	〃	3,000円
評議員	〃	3,000円
評議員選任・解任委員会委員	〃	3,000円
地域福祉委員会委員	〃	2,000円
財政基盤強化委員会委員	〃	2,000円
社会福祉大会実行委員会委員	〃	2,000円
職員採用試験選考委員会委員	〃	3,000円～10,000円
成年後見等運営委員会	〃	7,000円
一人暮らし高齢者等見守りネットワーク委員会委員	〃	2,000円
心配ごと相談所相談員	〃	2,000円
その他会長が必要に応じて臨時に組織する委員会委員	〃	2,000円